

# 身体障害者手帳

---

## <身体障害者手帳とは>

身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付される手帳であり、各種の福祉サービスや支援を受けやすくするものです。

身体障害者手帳の等級は、1級～7級に分類されています。等級は障害の程度を計るための基準であり、1級に近づくほど障害程度が重くなります。

身体障害者手帳の交付は6級以上の認定が対象で、7級単独では交付対象にはなりません。ただし、7級の障害が2つ以上ある場合や、等級の異なる障害が重複してある場合には、交付の対象となる場合があります。

## <手帳の交付対象となる障がいの種類>

視覚障がい

聴覚障がい

平衡機能障がい

音声・言語機能障がい

そしゃく機能障がい

肢体不自由

心臓機能障がい

じん臓機能障がい

呼吸器機能障がい

ぼうこう又は直腸機能障がい

小腸機能障がい

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

肝臓機能障がい

※身体障害者手帳は、その障がいが永続する（固定する）ことを前提とした制度であるため、障がいの原因となる疾病を発病して間もない時期や乳幼児期、障がいが永続すると予測できない場合等については、認定の対象とならないことがあります。

申請の時期については、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく指定を受けた医師（指定医師）へご相談ください。

# 身体障害者手帳メリット

---

## ①医療費の助成が受けられる

- ・ 重度心身障害者医療費助成制度
- ・ 更生医療（自立支援医療）

## ②所得税・住民税などの税金が軽減される

身体障害者手帳をもっている人や、家計を同じくする配偶者や扶養家族に障害がある場合、一定の金額の控除を受けることができ、所得税や住民税が軽減されます。

## ③公共交通機関などの公共料金の割引が受けられる

- ・ 公共交通機関の運賃の割引（タクシー、JR、バス、路面電車など）
- ・ 航空運賃の割引
- ・ 有料交通道路通行料金の割引
- ・ 公共施設の入館料の割引
- ・ 携帯電話料金の割引 など

## ④障害者雇用枠で働くことができます。